

徳島県告示第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和七年二月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

長生南部土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	飯田和義	飯田和義	阿南市長生町西山二三八
同	鶴羽好男	鶴羽好男	同 南川四二一
同	岡久正樹	岡久正樹	同 北浦四三一
同	岩橋義一	岩橋義一	同 岩ノ下九〇
同	清水茂美		同 明谷中沢一一五
同	奥田國夫		同 角ノ谷二二一
同	久積博文	久積博文	同 岩ノ下六〇二二
同	岡久英弘		同 段三三一
同	岡久正和		同 西山一一一
同	岡久秀信		同 下小原四四
同	神元益男		同 明谷中沢八七二二
同	岡久清美	岡久清美	同 西山二二二二
同		新居 修	同 角ノ谷八九
同		神元敏弘	同 明谷中沢六九
同		久積武信	同 北浦六九二
同		近藤時茂	同 下小原七
同		清 利彦	同 段五一
同		岩橋誠二	同 西山一八六
同		田村喜彦	同 山地五
同	田村喜彦	村主多恵子	同 角ノ谷七二一
同		岡久義則	同 津乃峰町東分九九二二四
同	久積武信		同 長生町北浦六九二二
同	蔭野英實		同 租ヶ谷七二